

韓国の裁判所で日本の企業が敗訴した事件について報復措置を唱える国会議員とそれをあおるマスコミが騒がしいですが、法的に可能かまとめてみました。

このようなことは、当然財務省の関税局でも行っており、不毛な仕事とおもいつつ政治家への説明に追われていると思います。

1. 報復関税は可能か？

関税定率法第6条第1項に規定する報復関税の要件は

WTO 協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、

又は WTO 協定の目的を達成するため必要があると認められるとき

であり、更に

紛争解決了解第2条に規定する紛争解決機関（DSB）による承認

が必要です。

日韓請求権協定により解決済みと日本が主張する事案により損害賠償の判決がされ強制執行がされた場合に WTO 協定上の利益侵害になるか？

不当な差し押さえをされないというのが WTO 協定上の利益とはいいたい。

いずれにしても手続き的に紛争解決了解に基づく協議、小委員会での審査、上級委員会の審査の過程は必須である。

第6条第2項の場合は、

本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、若しくは本邦を通過する貨物について、他国の船舶若しくは航空機又は他国から輸出され、若しくは他国を通過する貨物よりも不利益な取扱い

が要件ですからそもそも対象ではないし、かつ、「紛争解決機関の手続に委ねられるべき場合」は除かれています。

2. 個別立法は可能か？

むろん、現行法での委任は困難でも、直接関税を引き上げる立法又はそのための授權法の制定と発動政令は可能である。ただし WTO 協定に違反しそうである。その場合、

A 関税法第3条ただし書との優越関係はどうなるか？これは対抗立法に関税法第3条ただし書に優先と規定すれば法的には解決はされる。しかし国際条約を無視と宣言することにならないか。

B 条約と法律の優越関係をどう考えるか？

3. 輸出規制

韓国産業にかかせない原材料、例えば半導体用のフッ化水素や精密部品の輸出規制を主張する意見があります。

実際に発動するとすれば外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貿易管理令を改正して発動

することになりますが、要件として
国際収支の均衡の維持のため、
外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、
我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、
国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、
又は第十条第一項の閣議決定を実施するため
となっています。

我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行とは、国連制裁のような義務的なもので

我が国が締結した条約その他の国際約束によるに与えられた利益を守ることは含まれない
のではないのでしょうか。

国民経済の健全な発展で無理無理こじつけるのがせいぜいでしょう。

4. 支払い規制

法的な枠組みは輸出規制と同じです。

5. 入国査証の制限

入国査証の発給は行政裁量の部分が多く、特段の立法措置を要しません。ただし政策として誰の査証を止めるか？